

<令和6年度版>
民法の問題集（親族）
【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全184問） p 2～169

緑字の「改正」：令和6年4月1日施行分

青字の「改正」：令和4年12月16日施行分

赤字の「改正」：令和4年4月1日施行分

第4編 親族

第1章 総則

問1 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 725条：親族の範囲 >

次に掲げる者は、親族とする。

- 一 【 3親等内 / 6親等内 】の血族
- 二 配偶者
- 三 【 3親等内 / 6親等内 】の姻族

問2 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 726条：親等の計算 >

- 1 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。
- 2 【 直系 / 傍系 】親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

問3 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 727条：縁組による親族関係の発生 >

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると【 異なる / 同一の 】親族関係を生ずる。

第4編 親族

第1章 総則

問1の正解

< 725条：親族の範囲 >

次に掲げる者は、親族とする。

- 一 【 6親等内 】の血族
- 二 配偶者
- 三 【 3親等内 】の姻族

問2の正解

< 726条：親等の計算 >

- 1 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。
- 2 【 傍系 】親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

問3の正解

< 727条：縁組による親族関係の発生 >

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると【 同一の 】親族関係を生ずる。

問4 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 728条：離婚等による姻族関係の終了 >

- 1 姻族関係は、離婚によって【 終了する / 終了しない 】。
- 2 夫婦の一方が「____」した場合において、生存配偶者が姻族関係を【 継続 / 終了 】させる意思を【 表示した / 表示しなかった 】ときも、1と同様とする。

問5 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 729条：離縁による親族関係の終了 >

養子・養子の配偶者・養子の直系卑属・養子の直系卑属の配偶者と、
養親・養親の血族との親族関係は、離縁によって【 終了する / 終了しない 】。

問6 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 730条：親族間の扶け合い（助け合い） >

【 直系血族 / 直系血族及び同居の親族 】は、互いに扶け合わなければ
ならない。

問4の正解

< 728条：離婚等による姻族関係の終了 >

- 1 姻族関係は、離婚によって【 終了する 】。
- 2 夫婦の一方が「死亡」した場合において、生存配偶者が姻族関係を【 終了 】させる意思を【 表示した 】
ときも、1と同様とする。

問5の正解

< 729条：離縁による親族関係の終了 >

養子・養子の配偶者・養子の直系卑属・養子の直系卑属の配偶者と、
養親・養親の血族との親族関係は、離縁によって【 終了する 】。

問6の正解

< 730条：親族間の扶け合い（助け合い） >

【 直系血族及び同居の親族 】は、互いに扶け合わなければ
ならない。

第2章 婚姻

第1節 婚姻の成立

第1款 婚姻の要件

問7 次の空欄を埋めましょう。

< 731条：婚姻適齢 > 改正

婚姻は、「_____」にならなければ、することができない。

問8 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 732条：重婚の禁止 >

配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることが【 できる / できない 】。

※ 733条は削除されました

問9 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 734条：近親者間の婚姻の禁止 >

- 1 直系血族又は3親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることが【 できる / できない 】。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。
- 2 第817条の9（実方との親族関係の終了）の規定により親族関係が終了した後も、1と同様とする。

第2章 婚姻

第1節 婚姻の成立

第1款 婚姻の要件

問7の正解

< 731条：婚姻適齢 > 改正

婚姻は、「18歳」にならなければ、することができない。

問8の正解

< 732条：重婚の禁止 >

配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることが【できない】。

※ 733条は削除されました

問9の正解

< 734条：近親者間の婚姻の禁止 >

- 1 直系血族又は3親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることが【できない】。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。
- 2 第817条の9（実方との親族関係の終了）の規定により親族関係が終了した後も、1と同様とする。

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。
先生の講座のおかげです。（ T.G.さん ）

<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」と言うことが大きな力となりました。
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。
半年間のご指導をどうも有難うございました。（ K.W.さん ）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説 | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族） |
| No.4 民法の逐条解説（総則） | No.9 民法の逐条解説（相続） |
| No.5 民法の逐条解説（物権） | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

<問題集>

- | | |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集 | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族） |
| No.4 民法の問題集（総則） | No.9 民法の問題集（相続） |
| No.5 民法の問題集（物権） | No.10 個人情報保護法の問題集 |

<勉強法>

- | | |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパイnderに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）